

江東区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 プロポーザルの目的

江東区ではふるさと納税制度を活用し、シティプロモーションの一環として区の魅力を広く発信するとともに、寄附受付・返礼品発注・ワンストップ特例申請受付等のふるさと納税関連業務の事務効率化を図るべく、ふるさと納税関連業務を委託する事業者を募集する。

また、江東区ならではの商品やコト消費・体験型の返礼品を設定することにより、区内産業の活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1)業務名 江東区ふるさと納税業務委託

(2)業務内容 別紙「江東区ふるさと納税業務委託 仕様書」のとおり

(3)契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日

※ただし、業務実績が良好と認められる場合は、最長で令和9年度(令和10年3月31日)まで随意契約を締結することができるものとする。

(4)委託契約上限額 37,700,000円(税込)

※上記は、年間の寄附金額を1億円と想定した委託契約上限額(7.7%税込上限額)で、返礼品関連経費・寄附者対応関連経費・その他経費(※実費)を含めた金額である。また、返礼品提供に係る経費(30%以下)を含むこととする。

※契約締結日の翌日から業務開始(寄附募集開始)までの期間は業務開始準備期間とし、委託料は発生しないものとする。

※来年度以降の委託契約金額については、寄附金額に応じて今年度委託契約金額と同等の割合とするが、総務省の基準等に合わせ見直しを行う場合もあるものとする。

3 参加者の資格要件等

プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

(1)特別区又は特別区以外の代表的な自治体で関連業務実績(ふるさと納税業務委託等)があること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者
 にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第
 154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなさ
 れていない者でないこと。
- (4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
 号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法
 人ではないこと。
- (5)江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日、27
 江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (6)金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7)東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、江東区の物品買入れ等競
 争入札参加資格を取得していること。
- (8)プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はそれらと同
 等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、不測の事態が発生した
 場合は、一部日程を変更する可能性もある。

	内 容	日 程
1	募集要領の公表期間	令和6年4月26日(金)～6月3日(月)
2	質問受付期間	令和6年4月26日(金)～5月15日(水)
3	質問回答日	令和6年5月21日(火)
4	参加申請書兼誓約書及び企画提案書 の提出期限	令和6年6月3日(月)午後5時
5	参加資格確認通知日及び第1次審査 (書類審査)結果通知日	令和6年6月14日(金)
6	第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年6月24日(月)
7	最終選定結果通知	令和6年7月1日(月)

5 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、「参加申請書兼誓約書」(様式1)に業務概要、
 プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)等を認証している
 証書の写し、又は、社内の情報セキュリティの内容が同等のセキュリティ規格とわかる

ものを添えて、6月3日(月)午後5時までに江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係へ持参すること。(郵送等は不可。)

なお、上記提出物の返却は行わない。

参加資格の確認を行い、参加資格確認通知を6月14日(金)に電子メール及び郵送で通知する。

※業務概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でよい。

※他応募者との遭遇を避けるため、事前に電話連絡を行うこと。

6 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「参加辞退書」(様式4)を事前に電話連絡のうえ提出すること。

7 質疑・回答

(1) 質問方法

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては別紙の「質問書」(様式5)に記入し、電子メールで下記のアドレス宛に提出すること。

①メールの件名:【会社名】江東区ふるさと納税プロポーザルへの質問

②提出先:江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係

koto-cp@city.koto.lg.jp

※メール受信後、江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係より受領メールを送信する。5月16日(木)正午までに受領メールがない場合は、電話連絡すること。

※電話での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係から質問者へ電話又は電子メールで問い合わせをする。

(2) 回答方法

回答は、江東区公式ホームページ「プロポーザル関連情報」ページに掲示し、個別の回答は行わない。なお、回答日時は5月21日(火)を最終日とし、それ以前にも都度回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

下記の書類について、正本は1~6を、副本は5~6を1セットとして、順番に重ね、

資料番号を付してファイルに綴じて提出すること。正本1部は表紙に、事業者名を記入し、副本12部については、事業者名、ロゴマーク、所在地、代表者等、事業者を特定できる情報を表示しないこと。

	名称	様式	部数		備考
			正本	副本	
1	参加申請書兼誓約書	様式1	1		
2	業務概要	任意様式	1		
3	情報セキュリティに関する書類	任意様式	1		「5 参加手続」の内容を参照
4	関連業務実績書	様式2	1		契約書の写し(契約印の頁)を添付
5	企画提案書	任意様式	1	12	「(3)企画提案書」の内容を参照
6	価格提案書(見積書)	様式3	1	12	内訳詳細(任意様式)を添付 ※1

※1 価格提案書(見積書)の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。
また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

(2)関連業務実績書の内容

特別区又は特別区以外の代表的な自治体で、区の委託内容と同類のふるさと納税業務受託実績がある場合は、別紙「関連業務実績書」(様式2)に記入すること。

なお、関連業務実績は、特別区・特別区以外の代表的な自治体でそれぞれ最大5つまで記入し、各実績について契約書の写し(契約印の頁)を添付すること。

(3)企画提案書の内容

様式は任意とする。ただし、表紙に「江東区ふるさと納税業務委託提案書」と記載し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

また、別紙「江東区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル選定評価基準」の各審査項目に対応する箇所に、評価基準と合致するように項目名のインデックスを貼付すること。

なお、以下の内容について作成すること。作成にあたっては、別紙「江東区ふるさ

と納税業務委託「仕様書」を参考にし、本業務の目的を理解した上で作成すること。
企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

① 類似業務の実績

江東区の委託内容と同様の受託実績がある場合は、特別区又は特別区以外の代表的な自治体で分けた上で、それぞれ代表的な自治体について、実績を向上させるためにどのような施策を実施したのか、具体的な内容を記載すること。

なお、関連業務実績書(様式2)と同様であっても異なってもよい。

② 返礼品開発の実績

これまでの返礼品開発の実績のうち、コト消費・体験型で代表的な返礼品を5つ記載すること。

③ 運営体制

指揮命令系統、連絡体制などの組織体制を分かりやすく記載すること。また、業務責任者・実務担当者の類似業務の経験年数等も記載すること。

④ 業務内容

下記の項目につき、実施方針・企画案・独自性等を記載すること。

i) 業務全体に係る目標、実施方針、スケジュール

ii) 返礼品開発

総務省の返礼品基準を満たす江東区ならでのPR、区内産業の活性化を図る返礼品を5つ提案すること。

iii) ふるさと納税ポータルサイトの掲載管理及び江東区ならでのPR

iv) 返礼品協力事業者への対応及び返礼品受発注管理

返礼品協力事業者との連携・協力体制の構築についても記載すること。

また、返礼品の配送、在庫、品質管理、返礼品の代金・送料の清算なども含み、トラブル・事故発生時の対応についても記載すること。

v) 寄附の受入及び寄附者対応

寄附者からの苦情対応・事故対応についても記載すること。

受領証明書等の発送業務、ワンストップ特例申請の受付・処理業務についても行うこと。

vi) 個人情報保護、情報セキュリティについての対策

vii) 月次報告書の作成等

寄附金額、寄附件数及び寄附者属性等、寄附実績に関する月次報告書を区が別途定める期日までに提出すること。

江東区及び他自治体の寄附の動向分析を行い、分析結果を踏まえて、ふるさと納税返礼品の推進に向けた取組をすること。

viii) ガバメントクラウドファンディング(GCF)の対応

江東区でふるさと納税ポータルサイトを活用し行っているガバメントクラウドファンディング(以下「GCF」という)については除外すること。ただし、来年度以降、本区からGCFについても、寄附の受入及び寄附者対応、月次報告書の作成等の要望を受けた場合は対応し、加えて、区が求めた場合は、運営・企画・提案を行うこと。

⑤ 提案事項

契約初年度に寄附金1億円を達成するため、どのような取組を実施するのか提案すること。

また、受託者独自の広告媒体等を活用し、江東区の魅力発信や広く寄附を募るための効果的なPRを提案すること。

⑥ その他提案・取組方針(任意)

(4) 提出期限

令和6年6月3日(月)午後5時

(5) 提出方法

江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係へ持参すること。(郵送等は不可。)

※他応募者との遭遇を避けるため、事前に電話連絡を行うこと。

9 企画提案の評価(選定)方法

ふるさと納税業務に係る事業者選定委員会が、下記のとおり選定を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

「江東区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル選定評価基準」をもとに審査し、評価点の上位の3者(企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全事業者)を、第2次審査対象者として選定する。ただし、第1次審査の評価点が満点の6割に満たない場合は、第2次審査対象者として選定しない。

また、第2次審査対象者に対して質疑及び要望事項を通知し、第2次審査(プレゼンテーション審査)のヒアリングの際に回答を求めることがある。

6月14日(金)全事業者に対して第1次審査の結果を添えて、第2次審査(プレゼンテーション審査)の時間及び場所、注意事項について電子メール及び郵送で通知する。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

(2)第2次審査(プレゼンテーション審査)

第2次審査対象者については、指定する時間及び場所において、企画提案書に沿ってプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションは1者あたり30分(事業者プレゼンテーション15分程度、ヒアリング10分程度、準備片付け5分程度)とする。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大4名以内とする。提案書等を投影するディスプレイは、区が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、第2次審査対象者が準備、設置する。

(3)評価基準

別紙「江東区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル選定評価基準」のとおり。

(4)受託候補者の選定

価格提案書(見積書)の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第2次審査(プレゼンテーション審査)に、価格提案書(見積書)の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書(見積書)を再作成し、再提出された価格提案書(見積書)の金額が最も安価なものを契約の相手方の候補者として選定する。

(5)失格判断基準

次に掲げる事項に該当する事業者は失格とし、審査対象者又は受託候補者から除く。

- ①本募集要領「8 企画提案書等の作成及び提出方法」の記載に違反した場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③価格提案書(見積書)の金額が委託契約上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、第2次審査対象者に対して、選定又は非選定の結果を電子メール及び郵送で通知する。また、契約締結日の翌日、速やかに下記項

目について江東区公式ホームページ「プロポーザル関連情報」ページにおいて公表するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称はABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

11 契約手続き

(1) 受託候補者と区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 受託候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意書式)を江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係に連絡の上、持参する。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12 留意事項

(1) 企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとする。

(2) 電子メール等の事故については、江東区はいかなる責任も負わない。

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(4) 企画提案書及び価格提案書(見積書)については、1者につき1提案に限る。

(5) 企画提案書及び価格提案書(見積書)を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合は、区が指定した期日までに差替、訂正、再提出をすること。

(6) プロポーザルの参加に要する経費は、参加予定者及び参加者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

13 各種書類の提出先及び問合せ先

江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係

担当 篠崎・藤田

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

TEL:03-3647-9025

メール:koto-cp@city.koto.lg.jp